

介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

（約款の目的）

第1条 老人保健施設花トピア可児(以下「当施設」という。)は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者(以下「扶養者」という。)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したのち、令和3年4月1日以降から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なおこの場合、利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。なお、扶養者及び連帯保証人が支払いの責任を負う金額の上限（極度額）は、200万円とします。但し、入所期間の延長などにより、契約した「極度額」を超えることが確実となった際は、利用者及び扶養者、連帯保証人と当施設との協議により新たな極度額を設定し、再契約を行う場合があります。

- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する請求先に対し、前月料金の合計額を、毎月5日前後に連絡し、利用者及び扶養者は連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の12日までの支払うものとします。なお、口座振替ご利用の場合はご案内する口座振替日となります。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター[介護予防支援事業所]）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、口頭又は備付けの用紙で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第12条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めない事項）

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設花トピア可児
- ・開設年月日 平成10年3月2日
- ・所在地 岐阜県可児市瀬田1646番地3
- ・電話番号 (0574) 64-0087
- ・ファックス番号 (0574) 64-0169
- ・管理者名 伊藤 元博
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(2153180027)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[老人保健施設花トピア可児の運営方針]

- 一、やすらぎとふれあいを大切にしたきめ細やかな介護を行い、家庭的であたたかな生活環境を提供する。
- 二、利用者同士の交流を大切にし、社会生活への適応性・自活能力の向上に努める。
- 三、医療・福祉のバランスのとれた処遇に努め、利用者に健康で明るい生活環境を提供する。

(3) 施設の職員体制

	入所			通所		業務内容
	常	非	夜	常	非	
医師	1	2		(1)		利用者様の健康管理及び医療的処置
看護職員	9	4				利用者様の保健衛生並びに看護業務
薬剤師		1				利用者様の薬剤の調整
介護職員	24	17		5	4	利用者様の日常生活全般にわたる介護業務
支援相談員	2			1	1	利用者様などに対する支援相談業務
理学・作業療法士	2	2		1		利用者様などに対する理学・作業療法業務
管理栄養士	2					利用者様の栄養管理並びに適切な栄養指導
介護支援専門員	1	1				看護もしくは介護の提供に係る計画等の作成

事務職員	5	1			事務処理
その他職員		12			施設内外の清掃業務、洗濯業務、運転業務

(4) 定員数

・入所	136名	・療養室	個室：	24室
・通所	30名		2人室：	6室
			4人室：	25室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事等
- ⑤ 入浴（一般浴槽・車椅子用浴槽）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護
- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑨ 相談援助サービス（退所時の支援も行います）
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 理美容サービス
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 基本料金

- ・介護保険負担割合証に記載された割合の額

(2) その他の料金

①施設サービス（1日につき）

・居住費	従来型個室：	1,668円	（令和6年8月より1,728円）
	多床室：	430円	（令和6年8月より490円）
・食事	（1日）	1,445円	
	（朝食 383円 昼食 605円 夕食 504円）		
・日常生活費A		150円	
・特別個室		1,430円	・委託洗費 300円/回
・個室		1,100円	・電気使用量 55円/1種
・個室(213・321)		550円	・理美容代 実費
・2人室		550円	

②居宅サービス

(短期入所療養介護・介護予防短期入所) 施設サービスと同じ

(通所リハ・介護予防通所リハ)

・食費	605円
・日常生活費 a	100円
・日常生活費 b	20円
・おむつ代	50～230円

(3) 支払い方法

- ・毎月5日前後に、前月分の利用料をお知らせしますので、その月の12日頃までに当施設事務所へお支払頂くか、もしくは口座振替日にご指定口座からの引落によるお支払でお願いします。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

- ・協力医療機関
名称 藤掛病院
住所 岐阜県可児市広見876番
- ・協力歯科医療機関
名称 花トピアクリニック
住所 岐阜県可児市瀬田1646番地3

・緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会
面会時間 午前9時～午後8時
- ・外出・外泊
所定の手続きをとって下さい。(外泊外出先、用件、時間等)
- ・喫煙
施設敷地内すべて禁煙です。
- ・設備・備品の利用
施設内の居室や設備・備品は本来の用法に従ってご利用下さい。
これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ・金銭・貴重品の管理
事務所にて小遣いをお預かりします。その他多額な現金、貴重品はお持ちにならないようお願いします。
- ・他病院受診
入所中に必要なお薬の処方や処置は、当施設にて行います。万一、入所中に他の病院を受診する時は、必ず老人保健施設入所中であることを申し出るようになっていきます。受診にあたり必要な書類等がありますので当施設で手続きのうえ、受診してください。外泊中に病院の受診が必要になった場合は、必ず施設へご連絡下さい。
(緊急の場合は、藤掛病院を受診して下さい。その際、花トピア可児に入所中であることをお申し出下さい。)

・ペットの持ち込み 施設内へのペットの持ち込みはお断りします。

6. 非常災害対策

・防災設備 消火器具、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常電源、消防機関へ通知する火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯

・防災訓練 年2回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各階備付けの「ご意見箱」をご利用いただき管理者にお申し出いただくこともできます。

9. その他

当施設についてのパンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の概要

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、要介護(介護予防短期入所療養介護)にあつては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために提供されます。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料(介護保険制度では、要介護認定における要介護の程度によって利用料が異なります。)

別添料金表をご覧ください。

(2) その他の料金

別添料金表をご覧ください。

(3) 支払い方法

・支払い方法

毎月5日前後に前月分の請求額を連絡します。

- ・窓口払い その月の12日頃までに現金にてお支払ください。
- ・口座振替 口座振替日にご指定口座より引落されます。

個人情報の利用目的

老人保健施設花トピア可児では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 一 入退所等の管理
 - 一 会計・経理
 - 一 事故等の報告
 - 一 当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者提供する介護サービスのうち
 - 一 利用者に居宅サービスの提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 一 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 一 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 一 家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - 一 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 一 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 一 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 一 当施設において行われる学生の実習への協力
 - 一 当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 一 外部監査機関への情報提供